

甲州市農業委員会日程

会期	平成 30 年 8 月 31 日(金)		自 午後 1 時 30 分
			至 午後 3 時 00 分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(4 件)
	第 2 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (利用権貸借)	(2 件)
	第 3 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)	(1 件)
	第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(1 件)
	第 5 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)	(7 件)
4	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年8月31日(金) 午後1時30分から午後2時30分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

2番 反田 治 20番 根津 信彦

1. 本会議の会議録署名委員

15番 坂本 武敏 16番 關野 利彦

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、岡部 英司、島田 淳、百瀬 あす香

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 8 月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 18 名、ですので定足数に達しております。 本日、2 番 反田 治委員、20 番 根津 信彦委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、15 番 坂本 武敏委員、16 番 關野 利彦委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告 8 月 3 日、農地転用現地調査、富士河口湖、都留市の現地調査でした。8 月 7 日、常設審議員会が山梨県農業共済会館で行われ出席しました。以上になります。 只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、4 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明の前に 1 件訂正がございますので報告します。 議案第 1 号 番号 4 番の権利種別ですが、所有権移転を賃貸借に訂正願います。 (議案第 1 号農地法第 5 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
2 6 番	(議案第 1 号 1 番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p>
1 1 番	<p>議席番号 11 番の廣瀬でございます。 只今の説明を聞きましたけど、この後の案件も関連して 1・2・3 と似たところで同等の、近くの場所だと思うのですが、全部合わせると 1,000㎡を超えるのではないかと、あとゲートボール場で使っていたと言われましたが、ここは一応農地として使われていることだと思うのですが、ここに住まわれている人たちがこのことを承知しているのかということと、甲州市が農業遺産ということと力を入れてきていると思いますが、その観点からここが農地ではなく太陽光に変わってしまうのは問題ではないかと思うの</p>

	<p>ですが、そのことをお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの古屋委員さんが言ったゲートボール場と言ったところは、宅地です。その宅地と隣の農地を合わせて青柳榮雄さんが、太陽光発電の事業を行うとのことで、農業委員会の案件は農地の転用案件です。この後の案件ですが、青柳真介さんは、青柳榮雄さんの息子さんではありますが、国の認可、太陽光発電の事業者としての認可はそれぞれで出ておりますので別になります。青柳真介さんは、2件出ておりますが、分けてある理由として、一括上程していないのは、使用貸借と所有権移転ということで権利種別が違いますので2件分かれております。</p> <p>青柳さん一家、駒井勝子さんもすべて県外に出ておりまして、耕作も管理も出来ない、借り手もないとのことで活用を考えたところ太陽光発電の事業を行うことになったそうです。</p>
1 1 番	<p>今の条件のところは分かりましたが、ここのところは非常に近いところで、権利種別も違うと言っておりましたが、同族がやっておりますのでわざわざ分けているのではないのかと思ってしまいます。今後も似たようなケースが出てくるかと思いますが、市としてどういう判断、対応していくのか精査して基準を設けていた方がよいのではないかと思いますのでどうでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の時にも太陽光のことでお話がありましたが、農業委員会としての判断とするのは、法的にすべてが通っている、今回の案件もすべて照らし合せての申請になっておりますのでそれ以上農業委員会として言える部分はありません。市としての景観についてですが、農業委員会どうこうではなく、組織全体になっていきます。このような意見もあるということを経済組織内で協議していこうかと思います。</p>
事務局	<p>太陽光発電については、様々な課題があろうかと思いますが、本来であれば農地として利用できる場所も今の状況ですと太陽光発電として申請が出されますと法的に問題がなければこれを駄目だとできないのが実情です。この農業委員会でこれは課題があるから駄目だと言っても、では法的根拠はあるのかと裁判になれば弱く、法的なものを照らし合わせて、それが問題なければ出さざるを得ないのが実情です。ただ周りに迷惑をかけないよう誓約書などを提出してもらい指導はしております。このような問題は、全国津々浦々で出ておりまして、今回の議会の方で太陽光発電に対する議会からの意見書ということで提出もされております。農業振興、景観、山に設置した場合の台風や大雨になった時の災害について、また20年後など設置後の処理はどうかという心配もあり意見書が出されておりますので、今後その動きも見ながら、この農業委員会としても意見が出していけるならば今後考えていけたらと思います。</p>
1 1 番	<p>今事務局で言われたとおり問題も出てきているかと思いますが。今回の案件の場所など耕作がしやすい場所がこのように変わっていくと周りもなっていくのではないかと懸念しておりますので検討していただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
議長	<p>その他質疑ございますか。 （「なし」との声あり）</p>

	<p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	（議案第1号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
26番	（議案第1号2番の調査報告をする）
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	（議案第1号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
26番	（議案第1号3番の調査報告をする）
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。
11番	議席番号11番の廣瀬でございます。先ほどの転用事業者と本案件の事業者は、どのような関係があるのでしょうか。
事務局	本案件の申請者は、先ほどの案件の事業者と親戚であり叔母にあたるそうです。
11番	はい、わかりました。
議 長	その他質疑ございますか。

	<p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第5条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
15番	(議案第1号4番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	次に議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定2件について説明し、意見を求める)
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 <p>(「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第2号につきましても、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について1件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画1件について説明し、意見を求める)

議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について1件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案1件について説明し、意見を求める）</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p>
議 長	<p>つづいて、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転の決定について7件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明に入る前に簡単に概要の説明をさせていただきます。</p> <p>通常、農地の所有権移転につきましては、農地法第3条に基づき許認可を行っておりますが、本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき所有権移転を行うものです。</p> <p>農地法第3条に比べて要件が厳しいものとなっております。買い手側の要件として、認定農業者であること、担い手がいること、買い手個人が一定面積以上の農地を所有していること。塩山地区は52a、勝沼地区62a、大和地区は30aの農地を所有していることと要件があり、また、売買取引価格が近隣の取引価格と比較して低すぎず高すぎないこと、更に対象農地が農振農用地であること等の一定の要件を満たす場合に利用できる制度となっております。メリットとしまして登記に必要な手続きを公社側が実施してくれること、売り手側の譲渡所得税が800万円まで控除されること、買い手側の不動産取得税の免除があります。</p> <p>手続の流れとしては、本日の総会での決定を経まして、まずは売り手から山梨県農業振興公社に所有権の移転がされることとなります。その後、必要な手続きを踏まえまして、山梨県農業振興公社から買い手へ所有権の移転ということで、11月の総会の予定で動いておりますが、再度、農業委員会の議案として上げさせていただき、その決定を経まして、山梨県農業振興公社から買い手へ所有権の移転がなされることとなります。</p>

	<p>以上のことを踏まえまして、議案の説明をさせていただきます。 本案件については7件全てにおいて受け手が山梨県農業振興公社となるため一括で説明をさせていただきます。 （農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転7件について説明し、意見を求める）</p>
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。
議 長	もう一度概要の説明をお願いしたい。
事務局	（概要説明を付す）
4 番	議席番号4番の中村です。これは第3らしくらく農園ということですか。渡す方々は、自分の畑を放棄するというのでしょうか。となるとここは誰が経営していくのでしょうか。
事務局	第3らしくらく農園のことです。ここで耕作できない人は耕作する人に売買を行い、この参加した人たちの中で価格、面積等を話し合い決めます。その中間に山梨県農業振興公社を経由するという事です。
4 番	わかりました。
事務局	補足しますが、先ほど山梨県農業振興公社に所有権を移すと言いましたが、このあと11月の総会にて今度は買い手側に山梨県農業振興公社から所有権を渡すこととなります。
議 長	ほかに何か質疑ございますか。 （「なし」との声あり）
議 長	質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第5号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。
議 長	日程4 その他に入ります。事務局に報告及び事務連絡等をお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用状況調査について（説明を付す） ・関西豪雨災害の支援（農業委員会として義援金）について（説明を付す） ・緊急連絡先報告について（説明を付す） ・研修会、大会について（説明を付す） ・農事組合の会議について（報告を付す） ・農済の収入保険制度の説明会について（説明を付す）
議 長	只今の報告につきまして何かご発言ございますか。
3 6 番	議席番号36番の三森です。報告案件のことではございませんが、聞いた

	<p>いことと、意見を述べたいです。</p> <p>私が担当しているところは、ぶどうの丘周辺ですが、景観を考えていたりしていると思いますが、市の所有する土地が雑木林になっているようなところがあったりしているのですが、景観上考えても悪いし隣接農地が耕作できないほど浸食されている事実があり、それをどうするのか、どの部署の管理かわかりませんがお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>場所を確認させていただきたいです。現地等も確認し、次回の総会に報告させていただきます。</p>
36番	<p>それはわかりましたが、まだ外にもあります。</p>
事務局	<p>ぶどうの丘周辺に限らず、このような土地が実際問題、市内には道路建設する時の残地など沢山あります。この管理ですが、すべてを管理するということは莫大な金額になります。お金だけの問題ではございませんが、確認、対策を考えますのでお時間をいただきたいと思います。</p>
36番	<p>了解しました。</p>
議長	<p>何かご発言ございますか。</p> <p>ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、先ほどの事務局から説明がありました義援金についてですが、説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>では決議といたします。</p> <p>以上ですが委員の皆さんから何かご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、以上で本日の日程は終了しました。</p> <p>会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。</p> <p>それでは、これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会 14時30分)</p>